

作成日 2022/6/23
改定日 2025/2/17

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 CHROMID SALMONELLA
製品コード 424326
供給者の会社名称 ビオメリュー・ジャパン株式会社
住所 東京都港区赤坂二丁目17番7号
電話番号 03-6834-2666
推奨用途 試薬
使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 生殖毒性 区分1B
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険
危険有害性情報 H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
注意書き
安全対策 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
N-メチル-2-ピロリドン	0.45%	C ₅ H ₉ NO	(5)-113	既存	872-50-4
物質(その他)	99.55%	不明	不明	不明	不明

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤
使ってはならない消火剤
火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、霧状水。
棒状水。
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材
二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱注意事項

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

保管

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
N-メチル-2-ピロリドン	未設定	1ppm(4mg/m ³)(皮)	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
N-メチル-2-ピロリドン	未設定	未設定

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。 ニトリル製保護手袋を着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
形状	固体
色	淡黄色
臭い	データなし
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界	データなし
	下限
	上限
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分分配係数	N-メチル-2-ピロリドン：-0.38
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.03 g/cm ³ (推定)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	本製品は、通常の使用、保管および輸送条件下では安定かつ非反応性である。
化学的安定性	通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	一般的な使用条件下では、危険な反応は知られていない。
避けるべき条件	混触危険物質との接触。
混触危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	危険有害な分解生成物は知られていない。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が3500mg/kgのため区分5とした。
------	----	-----------------------------

		JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。
	吸入	(粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が5.1mg/lのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分1Bの成分が0.45%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性 短期(急性)	短 (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	水生環境有害性 長期(慢性)	長 (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
残留性・分解性		データなし

生体蓄積性
 土壌中の移動性
 オゾン層への有害性

データなし
 データなし
 データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意
 残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

汚染容器及び包装

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意
 国際規制

海上規制情報
 Marine Pollutant
 Liquid Substance
 Transported in Bulk
 According to
 MARPOL 73/78,
 Annex II, the IBC
 Code

非該当
 Not applicable
 Not applicable

国内規制

航空規制情報
 陸上規制
 海上規制情報
 海洋汚染物質
 MARPOL 73/78 附属
 書II 及びIBC コードに
 よるばら積み輸送さ
 れる液体物質

非該当
 非該当
 非該当
 非該当
 非該当

緊急時応急措置指針番号

航空規制情報

非該当
 なし

15. 適用法令
 労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9）

N-メチル-2-ピロリドン（政令番号：588の3）
 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧）

労働安全衛生法（令和7年4月1日以降）

N-メチル-2-ピロリドン
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）

労働安全衛生法（令和8年4月1日以降）

N-メチル-2-ピロリドン（安衛則別表第2の番号：2108）
 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）

N-メチル-2-ピロリドン

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

N-メチル-2-ピロリドン(安衛則別表第2の番号:2108)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
化審法

非該当
非該当

優先評価化学物質(法第2条第5項)

16. その他の情報 連絡先

参考文献

医療分野の方/代理店:0120-265-034
上記以外の方/代理店:0120-022-328
bioMérieux SDS(2022-06-03)
bioMérieux Package Insert(060379-01-2022-02)
NITE-CHRIIP(独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム)
JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

その他

ezSDS
記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものです。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。

【改訂履歴】

化管法対応済(R5.04施行分)
安衛法対応済(R8.04施行分)
住所変更(2025.12)